

氏名・（本籍） 堀 兼大朗（大分県）

学位の種類 博士（社会学）

報告番号 甲 第131号

学位授与年月日 2017（平成29）年3月19日

学位授与の要件 学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）

第4条第1項該当

論文題目 健常者を中心とする社会で生きる自閉症者の母親

—母親による子どもの障害の開示・秘匿の背景をめぐって—

審査委員（主査） 辻 井 正 次

村 上 隆

松 田 茂 樹

論文審査概要および審査結果

1. 論文の概要

本論文は、自閉症者の母親たちによる子どもの障害の開示・秘匿の実践を規定する背景への分析を研究主題に設定し、障害者を否定的に処遇する理論、「健全者の理論」を分析概念として援用した分析を行った。さらに先行研究をもとに健全者の理論の派生的規範と考えることができる、「愛情規範」と「子どもを管理する規範」を援用した。愛情規範の内面化は、母親に「子ども優先志向」という開示・秘匿の背景を、子どもを管理する規範の内面化は、「他者優先志向」という背景をもたらす。母親はこれら2つの背景のもと、子どもの障害の開示・秘匿を選択するという仮説を立て、自閉症者の母親を対象とした調査を実施し、質的データ（インタビュー・データ）と量的データを用いた分析を行った。

1章で問題を明確化し、2章で文献的検討を行い、3章では、自閉症の子どもを持つ母親が、自閉症という子どもの診断概念との出会いを通じて、子どもの行為に対する意味づけをどのように変容させるのかを明らかにすることを目的とした調査及び分析を行った。母親たちは、子どもを障害者として生んだことに罪責感を持ち、その責任から自閉症概念の知識の習得や療育に取り組む。また、そのような子育ては、自閉症概念で構築された固有の認識枠組みを母親にもたらし、子どもの行為に対して、“行為は自閉症に起因するものだが、他者には容易に理解されない”という新たな意味づけをするに至っていた。加えて、以上の分析結果からは、診断を機に生じる、子育ての仕方に対する責任の免除に関して、自閉症者の母親視点の知見が得られた。

4章では、3章に続き、質的分析から、子どもの障害を開示することへの母親の抵抗感が、「子ども優

先志向」に基づく主観的被差別感—子どもへの差別を回避するため、子どもの障害を秘匿する—から形成されていることを明らかにした。さらに混合研究の手法を取ることで、関連する要因の妥当性を検証する量的分析を行い、重回帰分析の結果からは、開示への抵抗感が徐々に低下する「時間の要因」、および、子どもの障害が特別支援学校等の所属から公になることで、開示への抵抗感が低下する「所属の要因」が有意な効果を示した。

5章では自閉症者の母親によるミウチへの子どもの障害の情報共有（＝開示）・秘匿の背景について明らかにした。夫への子どもの障害の情報共有は、母親が課せられる愛情規範に起因していた。また、「祖父母」への子どもの障害の情報共有・秘匿については、「子ども優先志向」と「他者優先志向」の両背景が関わりつつも、子どもの障害の診断・疑いが出る前の時点における祖父母との相互行為の経験に規定される。相互行為の基準は、祖父母が子どもの行為を問題視しているか否かというもので、診断前における子どもの行為に対する祖父母の問題視の有無、そして、そこからさらに分岐する祖父母の態度に応じて、母親は開示・秘匿の背景（子ども優先志向・他者優先志向）の捉え方を変化させていた。さらに、子どもの障害を理解しようとしなない／知らないミウチがいることで、“私は子どもを理解している”という発想による、ミウチ内の序列を母親が形成していることも示した。本研究は、先行研究と重なる部分を持つが、他方で、母親と同様の視角を持たないミウチに対する母親の視点に注目することによって、母親は、そうしたミウチよりも、“私は子どものことを理解している”というふうに、自身を卓越的に解釈していることが浮き彫りとなった。

6章においては、普通学級に在籍する「健常児の母親」を開示・秘匿の対象として分析を進めた。子どもが逸脱行為を頻繁に示すと母親が認識する場合、子どもの行為が迷惑となり、謝罪の意味で子どもの障害の開示は実践される（他者優先志向）一方、「我が子は健常児のように振る舞えないが、障害があることまでは気づかれていない」といった認識を持つ母親は、子どもの障害の情報を健常児の母親に隠そうとすることが明らかになった。さらに、障害の秘匿志向を持つ母親が、子どもの障害を開示した、同じ境遇の母親、さらに、良好な関係を持つ健常児の母親との関係を築いていることを明らかにした。

7章においては、公共空間の「見知らぬ他者」を開示・秘匿の対象として分析を行った。公共空間で自閉症者に同行する母親は、子どもが示す逸脱行為への管理を徹底していた。母親は、子どもが人々に戸惑いや不安、憤りを与えないようにするため（他者優先志向）、加えて、人々が子どもに向ける否定的な解釈や反応から子どもを守るため（子ども優先志向）、子どもに対する管理責任への認識を強化・肯定していた。実際の管理の仕方は、子どもをしつける、自閉症の症状の定義の応用、という2つに分けられ、母親はこれらを実践することで、子どもによる秩序の乱れを阻止しようとしていた。

8章において、結論として、自閉症児を持つ母親の開示・秘匿の背景は、他者との相互行為に応じて、多様に機能することが明らかにされた。母親は、子どもの行為が他者に問題視されていたり、気づかれているといった主観的基準を見出し、「問題視されている・気づかれている」という場合は、他者が子どもの行為に迷惑や不快を感じているとし、子どもの障害を開示する傾向（他者優先志向）があり、一方、子どもの行為が、「問題視されていない／気づかれていない」という場合は、子どもを守るために、子どもの障害を秘匿する傾向にあった（子ども優先志向）。自閉症者への差別を主題とした本稿は、自閉症者に対する他者の認識を始点にし、彼らへの差別を研究する必要性を提示した。

2. 本論文の評価

本論文は、今まで十分な検討が行われていなかった自閉症者の母親の障害の開示・秘匿の要因に関する意欲的なものであり、十分なオリジナリティをもった論文であると言える。自閉症者の母親を対象とする

インタビュー調査、質問紙調査を実施し、健全者の理論を基に、自閉症者の母親の差別意識に関連した重要な知見を描き出すことができている。すでに、2本の査読付きの学術雑誌に掲載されており、学術的に十分な価値をもつものである。学位論文としては十分な内容であると認められる。

3. 口頭試問での審査結果

平成29年1月10日に口頭試問を実施し、本論文についての質疑を行った。論文の内容についての質問に対して十分な回答をすることができ、課程博士【社会学】学位を授与するに値する知識と見識を有することが認められた。

4. 論文審査結果

本論文を課程博士【社会学】学位を授与するに値すると認める。